第４９回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成24年10月19日（金）10:00～12:00
場所　第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）分野別審議について（バイオマス関連）
（２）道民アイデア（新規分）の第１次整理について〈観光振興分野〉
（３）次回（第５０回）委員会について
（４）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　　道民アイデア（新規分）等の審議状況
資料２－１　バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討事項
資料２－２　分野別審議資料（バイオマス関連）
資料３　　道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（観光振興分野）
〈参考資料１〉調理技術審査・技能検定試験の概要
〈参考資料２〉農家民宿関係の規制緩和の状況
〈参考資料３〉第３種旅行業者の業務範囲の拡大
〈参考資料４〉観光圏イメージ
〈参考資料５〉観光圏整備実施計画（４９地域）
〈参考資料６〉観光圏整備のための支援制度一覧
〈参考資料７〉観光地域づくりプラットフォーム支援事業

第４９回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委　　員】　　（敬称略）

氏　　名	現　　職	備 考
井上久志（いのうえ ひさし）	北海道大学名誉教授	会　　長
河西邦人（かわにし くにひと）	札幌学院大学経営学部教授	副 会 長
太田明子（おおた あきこ）	太田明子ビジネス工房代表	
菊池貞雄（きくち さだお）	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役	
近藤和江（こんどう かずえ）	前北海道保育士会会長	欠席
竹田恒規（たけだ つねのり）	北星学園大学経済学部専任講師	
湯浅優子（ゆあさ ゆうこ）	農業・ファームイン経営	欠席

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
渡辺明彦	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
阿部清明	北海道総合政策部地域主権局参事
薬袋浩之	北海道総合政策部地域主権局主幹
久々江秀範	北海道総合政策部地域主権局主査
武藤健	北海道総合政策部地域主権局主任

資料１

道民アイデア（新規分）等の審議状況

大分類		中分類〈小分類〉	No.	整理番号	提案事項	47回	48回	49回
環境・農林水産・経済振興	環境保全	環境保全〈自然環境保全〉	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	一次整理済み		
			360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除			
			361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除			
		環境保全〈バイオ燃料〉	362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置			
		環境保全〈環境保全〉	363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修			
	農林水産業の振興	農業の振興〈就農促進〉	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和			
			365	3502 B	無農薬による就農を促進する制度の創設			
		農業の振興〈農業生産力の向上〉	366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲			
		農業の振興〈その他〉	367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター（免疫情報伝達物質）の活用			
		水産業の振興	368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策			
			369	1503 B	有害生物（海獣等）対策			
			370	1504 B	指定漁業の一元管理			
	経済振興対策	観光振興〈観光客誘致〉	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け			審議
			372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立			
			373	1507 D	カジノの自由化			
			374	1508 D	カジノの設置			
		観光振興〈観光業振興〉	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和			
			376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲			
		商業の振興〈中心市街地活性化〉	377	2505 D	まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和			
			378	2506 D	特定目的会社に対するパススルー課税の適用			
			379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化			
		地域産業育成	380	3505 D	農商工などの系統団体の統合			
			381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲			
		その他〈物流・人材移動の活性化〉	382	1509 D	自動車最高速度の緩和			
			383	1510 D	自動車最高速度の緩和			
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和			
		その他〈その他〉	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入			
地域医療対策		医療従事者の地域偏在是正〈麻酔科医の確保〉	386	4503 A	麻酔科医の確保対策			
		その他〈その他〉	387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化			
			388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化			
			389	4506 A	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置			
			390	3508 A	救急搬送体制の整備			
福祉・子育て・教育	福祉	福祉〈福祉〉	391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲			
	子育て	子育て支援〈子育て支援〉	392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定			
	教育・学校	教育・学校〈教育・学校〉	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入			
			394	1513 I	小中学校における授業時間の増加			
			395	3510 I	小中一貫教育の実施			
地域振興対策		地域活性化〈地域交通〉	396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲			
		地域活性化〈独自基準の設定〉	397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲			
		地域活性化〈その他〉	398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築			
			399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化			
		地域防災対策〈地域防災対策〉	400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大			
		地方自治の強化〈住民自治の強化〉	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲			
		地方自治の強化〈自治体財政・会計の改善〉	402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化			
			403	2511 H	広域連合への課税権の付与			
		地方自治の強化〈その他〉	404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次			

※上記については提案期間：平成21年4月～平成24年3月

区分	審議事項	47回	48回	49回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了		
分野別審議	バイオマス関連	○	○	○

資料２－１

バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討事項

項　目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
1 廃棄物処理法に基づく権限の移譲	○国が認定を行うことにより、都道府県や市町村ごとに必要となる廃棄物処理法等に関する許可が不要となる「再生利用の特例認定権限」を道に移譲し、道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにする。 ○当該権限の移譲により、福島第一原発事故以降、地域の重要課題であるエネルギー確保に向けて、バイオマス等の資源利用促進が期待される。	◇第２回道州制特区提案（H20.3.31）において一度提案 ⇒国の対応（H21.3.27閣議決定） 「バイオマス利活用モデル事業の実施等により、道の提案の趣旨の実現を図るとともに、再生利用の特例認定に係る権限の移譲については、廃棄物の再生利用のあり方や将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ継続検討する」（現在も継続検討中） ⇒国の見解 ・再生利用認定制度は、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、広域的・大規模・安定的な再生利用を推進する場合の特例的な規制緩和措置として創設されたもので、対象となる廃棄物は、通常の保管状況で容易に腐敗したり性状が変化したりすることにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがないもの等に限定している。 道提案は、こうした制度の趣旨とそぐわず、生活環境保全上の課題が残る。 ・現行制度上でも都道府県知事、市町村長の指定により廃棄物処理業の許可を不要とする再生利用指定制度があり、バイオマスの利活用について許可手続きを軽減することは、当該制度の活用及び、都道府県知事が有する廃棄物処理施設設置許可権限の適切な執行により、十分実現可能と考えられる。 【関係法令等】 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第９条の８第１項　環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 一　当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。 二　当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。 三　前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。 第４項　第１項の認定を受けた者は、第７条第１項若しくは第６項又は第８条第１項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受	○第２回における提案については、左記のとおり国から見解が示されている。	環境生活部 循環型社会推進課

項　目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
		けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。 第15条の４の２第１項　環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 （一～三号は、第９条の８第１項と同様の規定。第３項において、第９条の８第４項の準用について規定。） ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第６条の２　法第９条の８第１項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。 一　ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。） 二　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第２条第１項第１号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。） 三　通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 第12条の12の２　法第15条の４の２第１項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。 （一～三号は、規則第６条の２と同様の規定。）		

<table>
<tr><th>項　目</th><th>提案の概要</th><th>事実関係等の整理</th><th>提案に向けての課題等</th><th>関係部課</th></tr>
<tr>
<td>２
肥料取締法に基づく登録権限の移譲</td>
<td>○肥料取締法において、公定規格が定められている普通肥料の登録権限が、肥料の種類に応じて、国と道に分かれていることから、手続きの簡素化や利便性の向上を図るため、登録の申請先や検査所などを道に一元化する。

○現在、フード特区において、バイオガスの製造過程で生じる副産物（液肥）の有機肥料認定を求めて国と協議を行っているが、公定規格の決定権限等の移譲にまで踏み込むことにより、当該課題の解決も可能となる。</td>
<td>◇肥料の品質を保持し、公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料には公定規格が定められ、その生産方法、品質確認の難易性、作物に対する有害性や土壌汚染成分の確認などの観点から、登録権限が国と道（知事）に区分されている。
① 国の登録肥料 ～ 化学肥料、汚泥肥料、輸入肥料等
② 道の登録肥料 ～ 有機質肥料、石灰質肥料等
◇登録事務に係る国と道の体制
▷国（(独)農林水産消費安全技術センター[札幌]）の体制
人員：５名
機器：原子吸光光度計、分光光度計、水銀分析計
Ｎ／Ｃコーダー、高速液体クロマトグラフィーなど
▷道の体制
本　庁 ：登録事務、検査計画の作成
分析は(地独)道立総合研究機構中央農業試験場に委託
振興局：検査の実施（書面、肥料の収去）
◇登録件数
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>Ｈ２１</th><th>Ｈ２２</th><th>Ｈ２３</th></tr>
<tr><td>センター[札幌]</td><td>８２</td><td>４７</td><td>４１</td></tr>
<tr><td>道</td><td>１２</td><td>８</td><td>９</td></tr>
</table>
【関係法令等】
■肥料取締法
第３条第１項　農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。
第４条第１項　普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第１号から第６号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第７号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第３号から第５号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。
一　化学的方法によつて生産される普通肥料（第３号から第５号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）
二　化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であって、</td>
<td>○国が所管する化学肥料や汚泥肥料などの公定規格を定めるためには、肥料の特性から相当程度高度で専門的な化学的分析能力や肥料に関する知見を必要とする。

○また、普通肥料は広く全国流通するため、独自規格を設けると、国と道の２つの規格が存在することとなり消費者（農業者等）の混乱と肥料の品質保持が危惧される。

○権限移譲を受け、道で全ての普通肥料の登録・検査業務を行うためには、人員の確保や分析機器の配置など体制整備が必要となる。</td>
<td>農政部
食品政策課</td>
</tr>
</table>

項　目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
		窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第４号に掲げるものを除く。） 三　汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第５号に掲げるものを除く。） 四　含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。） 五　特定普通肥料であつて、第３号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの 六　前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前３号に掲げるものを除く。） 七　前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。） 第７条第１項　前条第１項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第26条第２項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。（以下略。）		

項　目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
３ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲	○平成２４年７月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、電気事業者との売電契約締結の必須要件である設備の認定権限を国（経産省一道経産局）から道に移譲する。 ○これにより、福島第一原発事故以降、ますます重要な課題となっているエネルギーの地産地消の実現に向けた施策展開に資することが期待できる。	◇本年７月にスタートした固定価格買取制度では、再生可能エネルギー電気設備の設備認定については、経済産業省が関係省庁と協議の上、認定（認定事務は各経済産業局が所管）することとなっており、国の発表によると道内では、7月31日現在、254件の認定となっている。 【関係法令等】 ■電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第６条第１項　再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。 一　当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。 二　その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。 第２項　<u>経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</u>	○再エネ設備の認定は形式審査である。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、電気事業者が再生可能エネルギーで発電した電気の買取に要した費用を、賦課金として全国一律の単価で、電気の使用者が負担する仕組みとなっている。	経済部 環境・エネルギー室

項　目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
４ 食品リサイクル法に基づく権限の移譲	○食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生事業を行う際に、主務大臣の事業者登録（法第１１条）や事業計画認定（法第１９条）を受けた場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要などの特例が適用になる。 ○これらの権限を道に移譲することで、法律上の権限を背景に、道の施策として食品リサイクル促進への取組が可能となり、ひいては総合的な食関連産業の振興に資することが期待できる。	◇食品リサイクル法における登録再生利用事業者は、平成23年末現在で、全国で208事業者。道内では、7事業者。 （※平成24年6月に千歳市内に事業所を持つ事業者の廃止通知があり、現在は6事業者） 【関係法令等】 ■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第11条第１項　食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第２条第５項第１号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。 第３項　主務大臣は、第１項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。 一　再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。 二　前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。 三　当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。 第19条第１項　食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。 第３項　主務大臣は、第１項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一　基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第７条第１項	○登録再生事業者数及び再生利用計画認定数が増えない理由として、一般廃棄物の収集運搬については特例が受けられても、再生利用事業者の廃棄物処理業の市町村の許可などは必要なため、関係する市町村の了解が得られなければ、再生利用事業者のメリットは発生しないこと、また、道内の産業廃棄物については、処分場で処分する方がコストが安いことが大きな要因と考えられることから、これらのネックとなる事項の解決の方策の検討が必要である。 ○食品リサイクル法の主務省庁は農林水産省と環境省であるが、食品リサイクル法の食品関連事業者は、旅館・ホテル等の業態までも幅広く含むことから、国の協議・報告先省庁が多岐にわたる。	経済部 食関連 産業室

項　目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
		に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。 二　特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができると認められること。 三　再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。 四　特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。 五　前項第８号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。 六　前項第８号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。 第21条第１項　一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第７条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第１項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村の区域から第11条第１項の登録に係る同条第２項第３号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の運搬に該当するものに限る。第４項において同じ。）を業として行うことができる。 第２項　認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として行う者（同条第２項第８号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第７条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第７条第１項　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。		

項　目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
５ バイオガス利用に係る高圧ガス保安法の規制緩和等	○バイオガスプラントにおいて高圧ガスの製造・利用等を行う場合、高圧ガス保安法により、都市部も農村地域（過疎地域）も同レベルの保安基準が求められており、農村地域（過疎地域）においては、事業化の大きな障壁となっている。 ○これを踏まえ、農村地域での事故発生による損害の確率や程度は低いものと考えられることから、高圧ガス保安法の規制を緩和すべく道が独自の保安基準を条例で定めることができるようにする。	◇バイオガスでは、高圧ガス保安法による圧縮、貯蔵行為を行わないのが通常であって、バイオガスは高圧ガスにならないため、ガス事業法の導管供給で行うのが通常である。 ◇多大な経費をかけて高圧ガスの製造、すなわち「充填行為」を行うほど、多くのメタンは発生しない。 ◇北海道バイオマスネットワーク会議法規制検討WGが規制緩和の方向等を検討中である。 【関係法令等】 ■ガス事業法 第２条第１項　この法律において「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業（第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）をいう。 第２項　この法律において「一般ガス事業者」とは、次条の許可を受けた者をいう。 第５項　この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管（経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。）によりガスの供給（ガスを供給する事業を営む他の者に対するもの及び大口供給に限る。）を行う事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。）をいう。 第37条の７の２　一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 二　ガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力 ■ガス事業法施行規則 第97条　法第37条の７の２第１項の規定による届出をしようとする者は、様式第21の７のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。 一　特定導管及びこれに附属する設備の概要 二　特定導管の設置の位置を明示した地形図	○設備等の保安基準は国が、JISなどをもとに全国一律に定めており、提案にあるような農村地域を対象として条例を制定することは、規制緩和による事故発生につながることが懸念される。	経済部 環境・エネルギー室

項　目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
６ 木質バイオマスの利用	○木質バイオマスの一つである林地残材の利活用については採算面で見合わないことからなかなか進まないが、法的な規制等が支障となってコスト高を招いているような状況があれば、この規制等を緩和する措置が必要である。	◇木質バイオマスを大きく分類すると、「建設発生木材」「製材工場残材」「林地未利用材」の３つに分けられる。 ◇現在、北海道内では、「建設発生木材」と「製材工場残材」は、そのほとんどが利用されている状況にあり、今後、木質バイオマスの利用を拡大していくためには、「林地未利用材」を安定的に供給していくことが必要と考えているが、林地未利用材は他の木質バイオマスと比べて ▷森林内に広く分散して賦存していることから、収集や運搬のコストが、かかり増しになる。 ▷水分を多く含んでいることや、土などが混じりやすいことから、得られるエネルギー量が小さくまた燃焼が安定しずらいなどが利用拡大にあたっての課題となっている。 ◇課題の解決にあたっては、森林内に分散している林地未利用材を集める仕組みや作業の効率化、運搬効率の向上などにより、生産コストを削減していくことが必要であり、生産に携わる事業者等の工夫と経験によるところが大きい。	○林地未利用材は他の木質バイオマスに比べて価格が高いことが利用推進に当たっての課題であるが、法的な規制等が支障となってコスト高を招いているような状況ではないことから、本件は道州制特区提案にはなじまないものである。	水産林務部 林業木材課

資料２－２

分野別審議資料
（バイオマス関連）

○　第２回提案「廃棄物処理法に基づく権限の移譲」関係資料・・・・・１

○　肥料取締法に基づく登録権限の移譲　関係資料・・・・・・・・・・・７

○　再生可能エネルギーの固定価格買取制度
に係る設備認定の権限移譲　関係資料・・・・・・・12

○　食品リサイクル法に基づく権限の移譲　関係資料・・・・・・・・・15

○　バイオガス利用に係る高圧ガス保安法の規制緩和等　関係資料・・・18

答申４

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

現状

・本道には家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスが存在する
・廃棄物の再生利用に必要な廃棄物処理法に基づく許可等は、市町村や道など許可権者が複数である
・北海道特有の廃棄物の再生利用を進めるためには、地域特性に応じた効率的な利活用システムが必要
・廃棄物処理施設の設置基準（構造基準、維持管理基準等）は全国一律

課題

・許可権者が複数であり、広域的な処理を行う場合など、許可手続きが煩雑
・また、許可が不要となる再生利用の特例措置は国が権限を有しており、地域特性を反映した効率的な利活用システム構築は困難
・積雪寒冷地である本道の特性等も考慮した廃棄物処理施設の設置基準による本道の良好な環境の保全や循環型社会の形成が不可欠

目指すすがた

・権限移譲
・条例制定範囲の拡大

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

再生利用の特例認定
・再生利用者認定
・対象廃棄物設定
・再生利用基準設定 等

廃棄物処理施設の設置基準
・構造基準(全国一律)
・維持管理基準(〃) 等

権限移譲

道の認定
・本道の特性に応じ道が対象廃棄物等を設定し、再生利用者を認定

道の権限（独自の設定等）
道条例により上乗せ

・特例認定対象廃棄物の追加により、豊富なバイオマスなどの再生利用が促進され、地域の実情に応じたリサイクルが可能
・水道水源への配慮など、安全・安心、かつ、円滑な廃棄物処理施設の設置が可能
・これらの措置を講ずることにより、北海道らしい循環型社会の形成を加速

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

（1）再生利用の特例認定

権限移譲により、同様の性状の一般廃棄物と産業廃棄物の効率的、広域的な再生利用を加速可能。

区　　分	許可等の権限	認定件数
一般廃棄物処理業許可	市町村長 （180市町村）	－
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 （道・札幌・旭川・函館）	－
一般廃棄物再生利用の特例認定	国（＊）	延べ64件
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長	－
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長	－
産業廃棄物再生利用の特例認定	国（＊）	延べ47件

権限移譲

区　　分	許可等の権限
一般廃棄物処理業許可	市町村長
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 （道・札幌・旭川・函館）
一般廃棄物再生利用の特例認定	知事
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長
産業廃棄物再生利用の特例認定	知事

＊再生利用の特例認定に伴う立入検査・報告徴収等指導監督権限は、知事又は市町村長

（2）廃棄物処理施設の設置基準

権限移譲により、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が可能。

技術上の基準	主　な　内　容	
処理施設の技術上の基準	＜構造基準＞ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること　等 ＜維持管理基準＞ 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと　等	国の一律基準
（最終処分場関係）	＜構造基準＞ 埋立処分の場所の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること　等 ＜維持管理基準＞ 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること　等	

権限移譲

技術上の基準	措　置　内　容
処理施設の技術上の基準	基準設定権限の移譲を受け、地域特性を踏まえ、安全・安心な施設の円滑な設置を図るため、上乗せ規制を措置 ↓ ＜道独自の基準＞ ○積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理設備の構造 ○水道水源の上流域など、良好な環境を維持すべき地域における配慮 等

廃棄物処理法に基づく再生利用の特例認定等の権限の移譲

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の仕組み

目的

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

廃棄物の分類

廃　棄　物

汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）

一般廃棄物	産業廃棄物
産業廃棄物以外の廃棄物（家庭から排出されるごみ等）	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等２１種類（輸入廃棄物を含む）

国の役割

- 基本方針の策定
- 廃棄物処理施設整備計画の策定
- 処理基準の設定
- 技術開発・情報収集
- **廃棄物処理施設基準の設定**
- **最終処分場の技術上の基準の設定**
- 委託基準の設定　等
- **再生利用の特例認定対象廃棄物･内容等の基準**

廃棄物処理に係る主な規制等

大臣 認定 → **再生利用の特例認定**（業許可・施設許可不要） ← 認定 大臣

市町村長

一般廃棄物処理計画の策定

処理責任:市町村

処理計画及び一般廃棄物処理基準に従い処理

一般廃棄物処理業者
区域毎に許可を受け、一般廃棄物処理基準を遵守

許可等

知事

一般廃棄物処理施設設置者

設置・譲渡等の許可を受け、**一般廃棄物処理施設の構造基準**等を遵守

許可等

知事

廃棄物処理計画の策定

処理責任:排出事業者

自らが産業廃棄物処理基準・委託基準等に従い処理

産業廃棄物処理業者
区域毎に許可を受け、産業廃棄物処理基準を遵守

許可等

知事

産業廃棄物処理施設設置者

設置・譲渡等の許可を受け、**産業廃棄物処理施設の構造基準**等を遵守

許可等

道に権限移譲

現　状　と　課　題

- ○廃棄物の処理や再生利用は廃棄物処理法に基づく許可等が必要
- ○再生利用の特例認定や廃棄物処理施設の設置基準は全国一律
- ○資源の循環的利用の加速と、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が必要

道が再生利用を特例認定

（本道の特性に応じた対象廃棄物等を定め、道州制特区内における再生利用を認定）

道が廃棄物処理施設に関する独自基準を設定

道州制特区

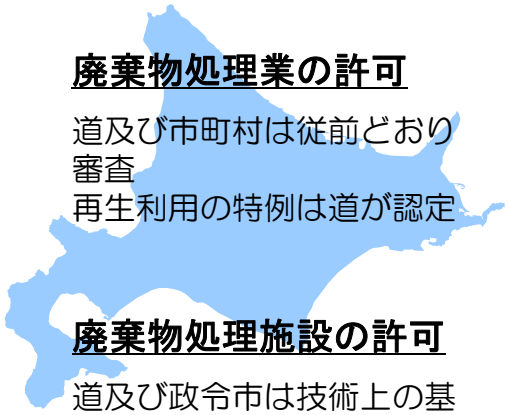

廃棄物処理業の許可

道及び市町村は従前どおり審査
再生利用の特例は道が認定

廃棄物処理施設の許可

道及び政令市は技術上の基準（**独自基準を含む**）に基づき審査

廃棄物処理法に基づく権限の移譲　＜新旧対照表＞

<table>
<tr><th>区　分</th><th>現　　行</th><th>権 限 移 譲 後</th></tr>
<tr><td>イメージ図</td><td>【業・施設許可権限】
＜廃棄物処理法＞
<table><tr><th>区　分</th><th>処理業許可</th><th>施設許可</th></tr><tr><td>一般廃棄物</td><td>180市町村長</td><td>道・政令市長</td></tr><tr><td>産業廃棄物</td><td>道・政令市長</td><td>道・政令市長</td></tr></table>（政令市：札幌市、旭川市、函館市）
【廃棄物の再生利用の特例認定　法律§9-8及び15-4-2】
→ 国認定により上記許可が不要
<table><tr><td>国</td><td>○再生利用の認定を受けることができる
○再生利用の内容の基準に適合すること
○再生利用業者の基準に適合すること
○再生利用施設の基準に適法すること</td></tr></table>＜対象廃棄物（規則§6-2及び12-12-2等）＞
<table><tr><td>国</td><td>（全国一律）
○一般廃棄物　廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉
○産業廃棄物　廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉</td></tr></table>＜再生利用の内容の基準（規則6-4及び12-12-4、関係告示）＞
<table><tr><td>国</td><td>・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること
・再生品の利用が見込まれること　等</td></tr></table>＜再生利用業者の基準（規則§6-5及び12-12-5、関係告示）＞
<table><tr><td>国</td><td>・経理的及び技術的能力を有する者
・廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者　等</td></tr></table>＜再生利用施設の基準（規則§6-6及び12-12-6、関係告示等）＞
<table><tr><td>国</td><td>・自重等に対し、構造耐力上安全であること
・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること　等</td></tr></table></td><td>【廃棄物の再生利用の特例認定　法律§9-8及び15-4-2】
→ 道認定により、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可が不要
＜対象廃棄物（規則§6-2及び12-12-2等）＞
<table><tr><td>道</td><td>地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能
（例）廃油（廃食用油）、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用</td></tr></table><table><tr><td>道</td><td>地域の実情に応じた対象廃棄物の種類に応じて、再生利用の内容の基準（規則§6-4等）、再生利用業者の基準（規則§6-5）及び再生利用施設の基準（規則§6-6等）を設定可能</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>【廃棄物処理施設の基準】（法§8-2及び15-2　等）
<table><tr><td>国</td><td>全国一律
技術上の基準</td></tr></table></td><td>【廃棄物処理施設の基準】（法§8-2及び15-2　等）
<table><tr><td>道</td><td>独自の基準
上乗せ基準（水道水源への配慮など）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>法令制度</td><td>○廃棄物の再生利用の特例
・対象廃棄物や再生利用の内容は、全国一律のため、地域の実情が考慮されない（法9-8及び15-4-2等）。

○廃棄物処理施設の基準
・全国一律であり、地域の実情に応じた措置が困難（法8-2及び15-2等）。</td><td>**【特区提案】**
○廃棄物の再生利用の特例
・対象廃棄物や再生利用の内容など再生利用の特例について、北海道においては道条例で定めることとする（法9-8及び15-4-2等）。
○廃棄物処理施設の基準
・施設の設置基準について、北海道においては道条例で定めることとする（法8-2及び15-2等）。</td></tr>
</table>

○　環境大臣が定める一般廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五八号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

一　廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）

二　廃プラスチック類

三　廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○　再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五九号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

一　廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）

二　汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）

三　廃プラスチック類

四　廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○　廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成十八年　環境省告示第七七号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の四第十号及び第六条の五第十一号並びに第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準を次のように定める。

１　廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の四第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するものであって、次のいずれにも該当するものであること。

イ　再生利用に供される廃ゴム製品のうち、廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）であること。

ロ　再生品（再生によって得ようとする物。以下同じ。）であるセメントが、同一の種類及び同等の品質のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

二　廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであって、再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

２　廃ゴム製品に係る規則第六条の五第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前項第一号に該当する場合　セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

二　前項第二号に該当する場合　鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

○　廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成十五年　環境省告示第二五号）（略）

○　廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準　（平成十三年　環境省告示第五六号）　（略）

○　転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成十五年　環境省告示第一〇五号）　（略）

北海道からの道州制特区第２次提案に係る対応について

ＮＯ	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内　　容
3	森林関係審議会の統合 （内容） 北海道の林務施策全般を一体的かつ弾力的に議論することができるよう、森林法に基づく「森林審議会」と、道条例に基づく『北海道森林づくり審議会」を統合する。	農林水産省	現行制度で対応可能であることを明確化し、通知	・現行制度においても、知事の判断により、都道府県の林務施策全般について森林審議会で審議可能。 ・上記の旨を、文書により全国に周知徹底する。
4	廃棄物処理法に基づく権限の移譲（財源移譲を要望） （内容） ・国が認定を行えば、都道府県や市町村毎に必要である廃棄物処理等に関する許可が不要となる「再生利用認定制度」について、国の認定権限を道に移譲し、道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにする。 ・全国一律として定められている廃棄物処理施設の設置に関する技術上の基準について、道条例により独自の基準を上乗せすることなどをできるようにする。	環境省	＜再生利用の特例認定＞ バイオマス利活用モデル事業の実施等により、提案の趣旨を実現	・平成20年度より予算措置されている「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施すること及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年５月28日法律第45号）に基づく支援を行うことにより、北海道の提案の趣旨の実現を図る。 ・再生利用の特例認定に係る権限の移譲については、廃棄物の再生利用のあり方や将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ、継続検討。
			＜独自の基準の上乗せ＞ 省令改正（全国展開）等により提案の趣旨に対応	・積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理施設設備の構造等に係る基準を追加するため、１年以内を目途に検討し、省令改正を行う。 ・地域毎の生活環境へ適正に配慮することは、生活環境影響調査等の活用により、現行制度で可能。 ・廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を条例で定めることについては、廃棄物処理施設の環境保全の確保のあり方や、将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ、継続検討。

肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格
昭和六十一年二月二十二日 農林水産省告示第二百八十四号 （抜　粋）

最終改正： 平成二〇年二月二九日農林水産省告示第三二〇号

肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（PDF：167KB）

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

ページトップへ

報道・広報
- 大臣等記者会見
- 報道発表資料
- 災害関連情報
- 広報資料

政策情報
- 分野別情報
- 審議会、研究会等
- 法令、告示・通知等
- 予算、決算、財務書類等
- 補助事業、税制
- 政策評価
- 白書情報

統計情報
- 図書館情報

申請・お問い合わせ
- 電子申請窓口
- 法令適用事前確認手続
- ご意見・お問い合わせ
- パブリックコメント
- 公益通報の受付窓口
- 情報公開
- 調達・入札
- 補助事業参加者の公募

農林水産省案内
- 組織の概要
- 採用情報
- 所管法人

リンク集

プライバシーポリシー | リンクについて・著作権 | 免責事項 アクセス・地図

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）
農林水産省

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）
（１）登録の有効期間が６年であるもの

肥　料　の　種　類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
硫酸アンモニア	アンモニア性窒素20.5	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき 硫青酸化物　0.01 ひ素　0.004 スルファミン酸0.01	
塩化アンモニア	アンモニア性窒素25.0		
硝酸アンモニア	アンモニア性窒素16.0 硝酸性窒素　16.0		
硝酸アンモニアソーダ肥料	一　アンモニア性窒素　9.0 硝酸性窒素　9.0 二　アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほかく溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性ほう素については　0.05 水溶性ほう素については　0.05	アンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率1.0%につき ひ素　0.004 亜硝酸　0.04	
硝酸アンモニア石灰肥料	一　アンモニア性窒素　10.0 硝酸性窒素　10.0 二　アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほかアルカリ分又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかアルカリ分については　10.0 く溶性苦土については　1.0		
硝酸ソーダ	硝酸性窒素　15.5		
硝酸石灰	硝酸性窒素　10.0	硝酸性窒素の含有率1.0%につき 亜硝酸　0.04	
硝酸苦土肥料	硝酸性窒素　10.0 水溶性苦土　15.0	硝酸性窒素の含有率1.0%につき 亜硝酸　0.04	

十二　汚泥肥料等

登録の有効期間が３年であるもの

肥　料　の　種　類	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
下水汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二　一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	ひ素　0.005 カドミウム　0.0005 水銀　0.0002 ニッケル　0.03 クロム　0.05 鉛　0.01	一　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第５号）別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
し尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二　し尿又は動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三　一若しくは二に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 四　一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	ひ素　0.005 カドミウム　0.0005 水銀　0.0002 ニッケル　0.03 クロム　0.05 鉛　0.01	一　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
工業汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二　一に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　一若しくは二に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	ひ素　0.005 カドミウム　0.0005 水銀　0.0002 ニッケル　0.03 クロム　0.05 鉛　0.01	一　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
混合汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二　一に掲げる混合汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三　一若しくは二に掲げる混合汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの）	ひ素　0.005 カドミウム　0.0005 水銀　0.0002 ニッケル　0.03 クロム　0.05 鉛　0.01	一　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
焼成汚泥肥料（下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したものをいう。）	ひ素　0.005 カドミウム　0.0005 水銀　0.0002 ニッケル　0.03 クロム　0.05 鉛　0.01	一　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

四　有機質肥料（動植物質のものに限る。）

（１）登録の有効期間が６年であるもの

肥　料　の　種　類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
魚かす粉末	窒素全量及びりん酸全量の合計量　12.0 窒素全量　4.0 りん酸全量　3.0		
干魚肥料粉末	窒素全量　6.0 りん酸全量　3.0		
魚節煮かす	窒素全量　9.0		
甲殻類質肥料粉末	窒素全量　3.0 りん酸全量　1.0		
蒸製魚鱗及びその粉末	窒素全量　6.0 りん酸全量　18.0		
肉かす粉末	窒素全量　6.0		牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
肉骨粉	窒素全量　5.0 りん酸全量　5.0		牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製てい角粉	窒素全量　10.0		
蒸製てい角骨粉	窒素全量及びりん酸全量の合計量　15.0 窒素全量　6.0 りん酸全量　7.0		牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	窒素全量　6.0		
乾血及びその粉末	窒素全量　10.0		牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	窒素全量及びりん酸全量の合計量　20.0 窒素全量　3.0 りん酸全量　16.0		牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

六　石灰質肥料

（１）登録の有効期間が６年であるもの

肥　料　の　種　類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
生石灰（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。）	一　アルカリ分　80.0 二　アルカリ分のほか可溶性苦土又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については　8.0 く溶性苦土については　7.0		
消石灰（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。）	一　アルカリ分　60.0 二　アルカリ分のほか可溶性苦土又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については　6.0 く溶性苦土については　5.0		
炭酸カルシウム肥料（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。）	一　アルカリ分　50.0 二　アルカリ分のほか可溶性苦土又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については　5.0 く溶性苦土については　3.5		化学的に生産された炭酸カルシウム以外のものにあつては、1.70ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。
貝化石肥料（貝化石粉末又はこれにマグネシウムの酸化物若しくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。）	一　アルカリ分　35.0 二　アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土　1.0		
副産石灰肥料（非金属鉱業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう。）	一　アルカリ分　35.0 二　アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土　1.0	一　アルカリ分の含有率1.0%につき ニッケル　0.01 クロム　0.1 チタン　0.04 二　最大限度量 ニッケル　0.4 クロム　4.0 チタン　1.5	鉱さいを原料として使用するものにあつては、1.70ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。
混合石灰肥料（石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	一　アルカリ分　35.0 二　アルカリ分のほか可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガン、く溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか	アルカリ分の含有率1.0%につき ひ素　0.004 亜硝酸　0.04 ニッケル　0.01 クロム　0.1 チタン　0.04	一　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 二　規則第７条の６第６号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料であること。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

（抜　粋）

平成24年7月
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

固定買取価格制度の基本的な仕組み

経済産業省
資源エネルギー庁

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。

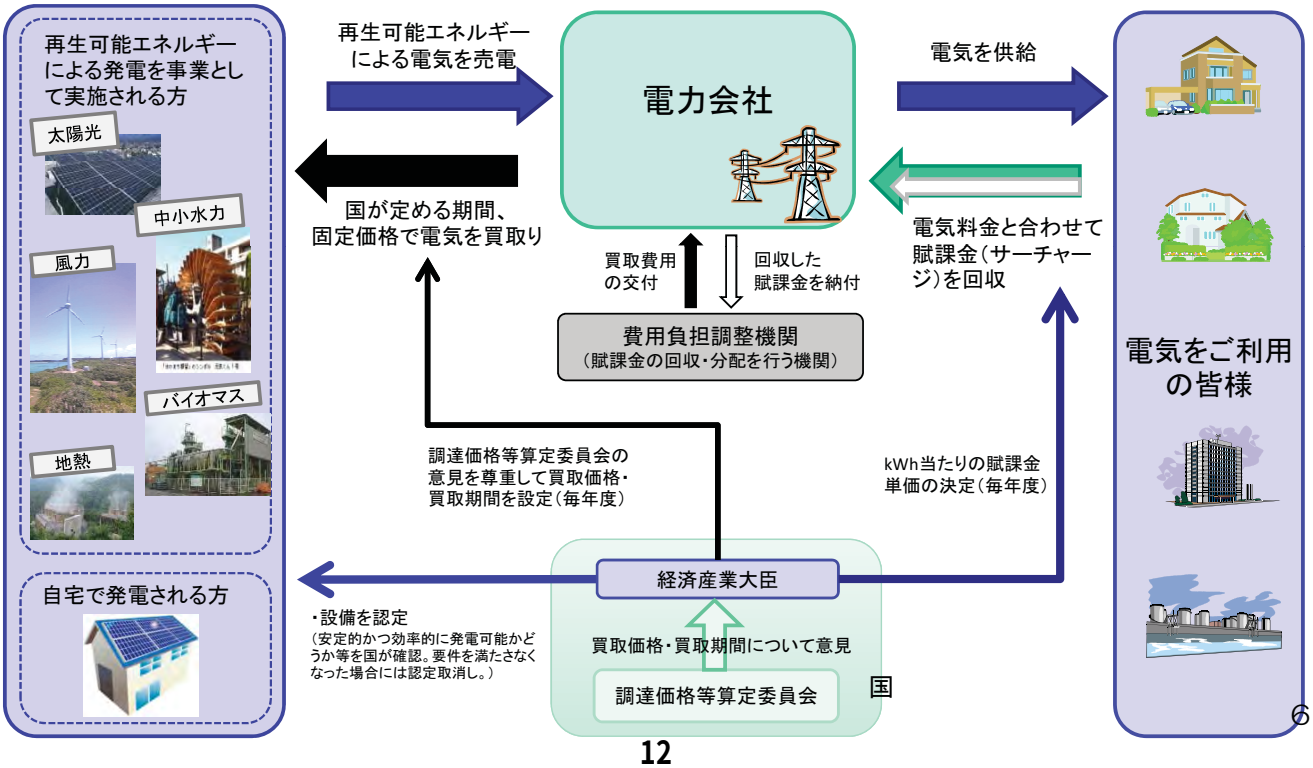

電源共通に設ける基準

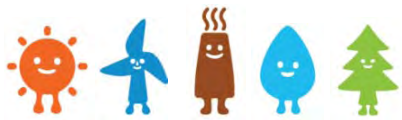

1.　調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるようなメンテナンス体制が確保されていること（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。

※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから３ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。

2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること（配線図及び構造図を添付すること）。

3. 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。

4. 次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度１回提出すること。ただし、住宅用太陽光補助金を受給している場合は不要。

5．既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること

電源毎に設ける基準　（太陽光）

太陽光発電

1.　【１０ｋW未満、１０ｋW以上共通】
太陽光パネルのモジュール化後のセルの変換効率が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。。（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）

シリコン単結晶系	１３．５％以上
シリコン多結晶系	１３．５％以上
シリコン薄膜系	７．０％以上
化合物系	８．０％以上

2．【１０kW未満】
①１０ｋW未満の太陽光発電設備については、これまでも国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、JIS基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。

②１０kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線（発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造）となっていること。

③ダブル発電（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合）の場合は、逆潮防止装置があること。

3．【屋根貸し】
事業者が複数に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合にあっては、(1)全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）となっていること。(2)設置場所が住宅の場合は設置場所の居住者その他の仕様の権原を有する者の承諾を得ていること。

電源毎に設ける基準（風力、水力、地熱）

風力発電

- 住宅用への導入も想定される**２０kW未満の小型風力**については、**JIS基準（JISC1400-2）又はJIS基準に準じた認証（JSWTA（日本小形風力発電協会）が策定した規格の認証**又はJSTWA認証相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。

水力発電

- 設備の出力（複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計）が**３万kW未満であること**（証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事届出を添付すること）。
- **揚水式発電ではない**こと。

地熱発電

- 特段、個別の要件は設けない。

電源毎に設ける基準（バイオマス）

バイオマス発電

1. 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとともに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、**毎月１回当該バイオマス比率を算定できる体制**を整えること。

2. 使用するバイオマス燃料について、その利用により、**当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないもの**であること。

3. 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため（※）、**使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること**（異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス（リサイクル木材を除く）を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。）。

※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要

（平成１２年法律第１１６号。平成１３年５月１日施行。最終改正平成１９年６月１３日）

１　趣　旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

２　法律の概要

（１）基本方針の策定等

①　主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。基本方針では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めている。

※業種別目標は、その業種全体で達成されることが見込まれる目標である。

食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
再生利用　：食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤・油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること
再生利用等　：発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

②　国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等に努める。

（２）食品関連事業者による再生利用等の実施

①　食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組む。判断の基準となるべき事項では、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。

※ここで定める目標は、個々の食品関連事業者が取り組むべき目標である。

②　食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者（多量発生事業者）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を主務大臣に報告しなければならない。

③　主務大臣は、食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言を行うことができる。

④　主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、多量発生事業者に対し、勧告、公表及び命令を行うことができる。

（３）再生利用を促進するための措置

①　食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講ずる。

②　食品関連事業者が、肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して、食品関連事業者による農畜水産物等の利用の確保までを含む再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、計画的な再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（①の内容に加え、収集先の許可の許可不要）及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置

再生利用を円滑に実施するためには、広域的な再生利用の実施が必要です。
このため、食品リサイクル法においては、一般廃棄物の収集運搬業の許可について、
① 大臣登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合は、荷卸し地の許可を不要
② 大臣認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、収集運搬に係る許可を不要
とする等の廃棄物処理法の特例を設けています。（食品廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合には、リサイクル業者は、処分業の許可、処理施設の設置の許可等の廃棄物処理法上の手続が必要です。）
また、手続きの簡素化を図る観点から、肥料取締法及び飼料安全法についても、登録再生利用事業者等に対し、製造、販売等の届出を不要としています。

一般廃棄物収集運搬業の許可の特例の内容　〔 ☆ ＝ 業許可が不要となるポイント 〕

①登録再生利用事業者制度（法第11条）　（※申請者は、リサイクル業者）

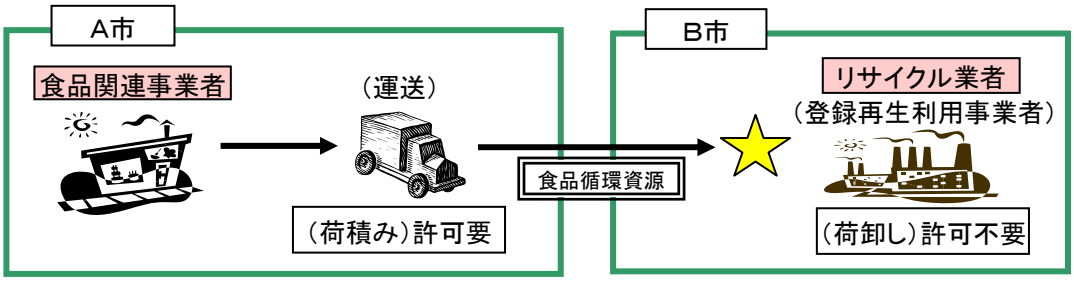

〔 荷卸し地における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要特例 〕

②再生利用事業計画認定制度（法第19条）　（※申請者は、食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者等）

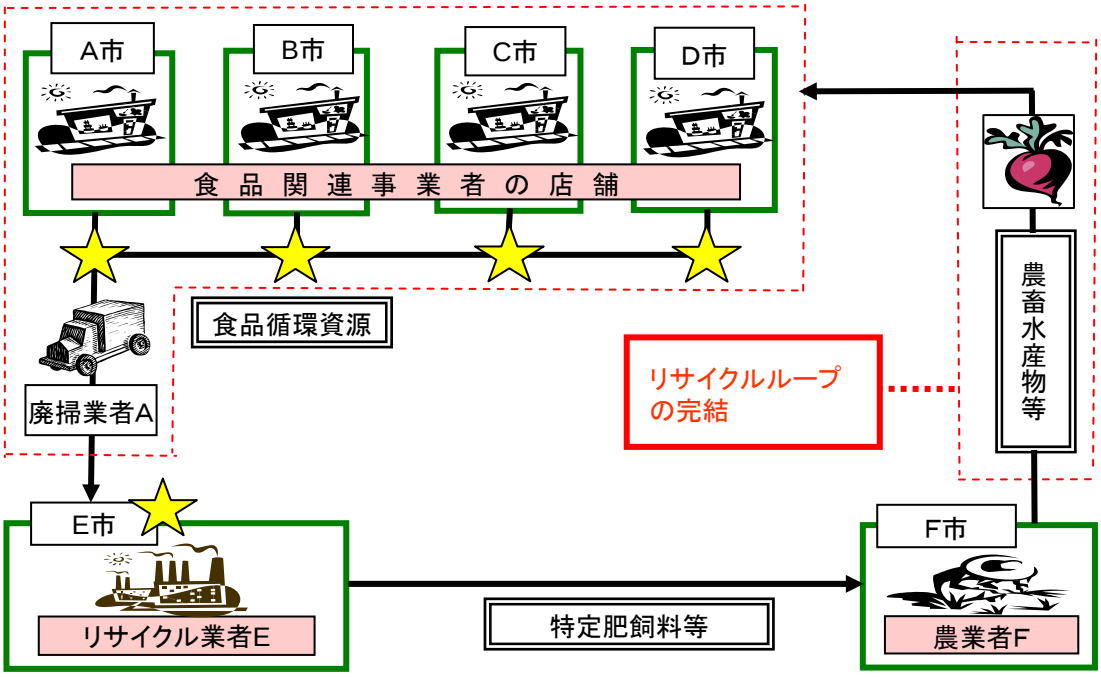

〔 計画の範囲内における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要特例 〕

食品リサイクル法制度の仕組み

＜取組担保措置＞

基本方針の策定（*法第３条*）
→審議会の意見を聴取して策定

・食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標　等
（我が国全体の中期的目標を業種別に策定）

食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の策定（*法第７条*）
→審議会の意見を聴取して策定

・基本方針の目標を達成するために取り組むべき 措置等
（①食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率目標、②発生抑制目標）

「食品循環資源の再生利用等」の定義

①食品廃棄物等の発生の抑制

②食品循環資源の再生利用
（*法第2条第5項*）肥料・飼料
（*法施行令第2条*）
炭化燃料・還元剤、油脂・油脂製品、エタノール、メタン

③食品循環資源の熱回収
（*法第2条第6項*）
→省令で基準を策定

④食品廃棄物等の減量
（*法第2条第7項*）
→省令で手法を特定

報告徴収・立入検査（*法第24条*）

指導・助言（*法第８条*）
←判断基準を勘案

勧告・命令等（*法第10条*）
←判断基準に照らして著しく不十分

定期報告（*法第９条*）
→省令で報告事項、様式、対象となるFC事業者の要件を策定

食品関連事業者
（*法第２条第４項*）
食品の製造、卸売、小売、外食
（*法施行令第１条*）
沿海旅客海運業、内陸水運業
結婚式場業、旅館業

うち食品廃棄物等の前年度の発生量100ｔ以上の者
（ＦＣ事業の場合、本部＋加盟者≧100t）
→*法施行令第４条*において発生量の要件を策定

＜取組円滑化措置＞

再生利用事業者の登録制度（*法第11条*）
→省令で登録要件の詳細、必要書類等を策定

登録再生利用事業者
↑ 食品循環資源
食品関連事業者

※登録を受けた事業者に対し、一般廃棄物の収集運搬における卸し地の許可不要など特例を用意

再生利用事業計画の認定制度（*法第19条*）
→省令で認定要件の詳細、必要書類等を策定

食品関連事業者
（収集運搬業者）食品循環資源 ↙
↖ 特定農畜水産物等
再生利用事業者 → 農林漁業者等
特定肥飼料等

※認定を受けた計画の範囲内において、一般廃棄物の収集運搬の許可を不要とするなど特例を用意

ガス導管事業について

ガス導管事業とは、自らが維持し、及び運用する特定導管によりガス供給を行う事業のことをいいます。

平成21年4月1日現在託送供給約款を制定している事業者の一覧

なお、特定導管とは、メタンを主成分とするガスであって、12A又は13Aのガスグループに属するものに供給する導管で以下のいずれかの要件に該当するものをいいます。

	内径	＋ 圧力	＋ 距離（※）
第一号	200ミリ以上	＋ 0．5MPa以上	＋ 2kmを超えるもの
第二号	200ミリ未満	＋ 5MPa以上	＋ 2kmを超えるもの
第三号	200ミリ未満	＋ 0．5MPa以上5MPa未満	＋ 15kmを超えるもの

※距離は、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の構外における総延長。

上記各号の要件に該当する導管に、これと一体として運用されるものを含めた全体が特定導管となります。法令上では、ガス事業法の第二条第五項にて、「ガス導管事業」とは以下のように定義されています。

第二条　第五項　この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管（経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。）によりガスの供給（ガスを供給する事業を営む他の者に対するもの及び大口供給に限る。）を行う事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。）をいう。

このうち、「経済産業省令で定める規模」とは、ガス事業法施行規則第二条の二で、以下のように規定されています。

第二条の二　法第二条第五項 の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管は、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、一二A又は一三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一二A又は一三Aのガスグループをいう。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のとおりとする。

一　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下この条において「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの（当該導管と一体として運用されるものを含む。次号及び第三号において同じ。）

二　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えるもの

三　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えるもの

利用規約 | 法的事項 | プライバシーポリシー

Copyright (C) 2008 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

ガス事業制度の現状について

（1）我が国におけるガス産業の構造

国内ガス市場は、天然ガスを中心としたいわゆる都市ガス事業と石油系のLP事業がそれぞれ国内の半数の需要家に供給している構造になっています。

	一般ガス事業	簡易ガス事業	LPガス販売事業
事業者数	209事業者（うち公営29事業者）	1,475事業者（うち公営8事業者）	21,693事業者
需要家件数	約2890万件	約142万件	約2400万件
ガス販売量（注）	約359億m3/年	約2億m3/年	約77億m3/年

（平成24年3月末現在）
（注）一般ガス事業は41.8605MJ(10,000kcal)
簡易ガス事業及びLPガス販売事業は100.4652MJ(24,000kcal)換算。

（2）ガス事業法におけるガス事業者の種類と需要の区分について

ガス事業法において、「ガス事業者」とは、一般ガス事業者、簡易ガス業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者をいいます。また、現在、**年間契約数量10万m^{3}以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給**については、大口供給といい、一般ガス事業者のみならず、ガス導管事業者や大口ガス事業者も、原則、自由な価格により契約を結ぶことが可能となっています。

	規制領域	自由化領域（大口供給）
一般ガス事業者	一般の需要に応じ導管によりガス（主に天然ガス）を供給する事業を行う者のうち、簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）を用いて事業を行う者を除いたものをいいます。	
簡易ガス事業者	一般の需要に応じ、簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）においてガスを発生させ（主にLPガス）、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。なお、簡易ガス事業における自由化領域への供給は特定ガス大口供給と呼ばれ、大口供給とは別に規定されています。	
ガス導管事業者	―	自らが維持し、及び運用する特定導管（一定規模以上の導管）により、大口供給等の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者をいいます。
大口ガス事業者	―	大口供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者をいいます。

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

資料３

大分類	D　経済振興対策

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
観光振興 〈観光客誘致〉	1505D ホテルの格付けや飲食店の調理師の格付け	ホテルの格付けや飲食店の調理師の格付けをすることにより、観光客に有効な情報を積極的に与えることで、インターネット時代に即したフリーの個人客の増加につながる。	**〈ホテルの格付け〉** ○平成１６年から１８年にかけて、北海道観光連盟の呼びかけで道内の宿泊業団体や旅行業団体などが参集し、ホテル・旅館の格付け制度について検討したが（道はオブザーバーとして参加）、公平な評価が困難などといった反対意見が多く出され、議論は終了している。 ○その後も、観光業界の一部では格付けは必要との動きがあり、独自の案を検討している団体も存在している。 ○また、宿泊施設・飲食店の格付けで世界的にも有名なガイドブック「ミシュランガイド」の北海道版が平成２４年４月に発行されるなど、近年、食や観光に関しては、出版物・ネット情報など民間ベースでの格付けの取組が進められている状況にある。 **〈調理師の格付け〉** ○調理師法により、調理師とは調理師の名称を用いて調理業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者となっており、現在、道内の調理師免許保持者は全道に約 169,000名おり、１年間に約2,000名が新たに免許を取得している。 ○調理師法において飲食店や給食施設には調理師を置くよう努めることとされており、多くの調理師が活躍している状況にある。 ○しかし、一方で、調理業務については、独占業務ではないことから調理師免許の有資格者を置かない飲食店等も多いため、格付けを行う際は、調理師がいる施設を対象に実施することが前提となる。 ○調理師免許については、制度上、更新を行う必要はなく、また、現行では、調理師の格付けを行う関係制度もないが、調理師の格付けとは異なるものの、調理技術を審査する調理師法に基づく認定制度等として「専門調理師・調理技能士」があり、現状、道内にもこれらの上位技能の認定者が1,500名程度いる。 ○調理師関係団体では、定期的に料理技術のコンクールを実施しており、出典作品中、特に優秀と認められるものに対し、後援官庁（北海道を含む）や関係団体から賞状を付与し、表彰を行っている。	○北海道独自の格付け制度の創設については、特別な法的措置は必要ないと考えられるが、宿泊施設・飲食店などの経営に影響を与えることが予想されることから、事前に関係業界のコンセンサスが不可欠である。 ○格付け制度の運営等にあたっては、中立・公平な実施体制の整備や事務的経費等一定の予算措置などが必要となる。	【メリット】 ○北海道公認として格付け制度を導入し、情報提供することで、観光客や消費者が利用施設等を選択する場合の判断基準としての活用が期待できるとともに、ホテル・飲食店側の良質なサービスの提供にもつながる。 ○調理師の採用や資格を取得する調理従事者が増加することが考えられ、その結果、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識や技術を修得した有資格者（調理師）の増加が考えられる。 【デメリット】 ○ホテルについては、建物設備などの基準で格付けすると、中小・零細の事業者が不利になることが予想される。 ○調理師免許保持者を対象にすることにより、格付け制度の対象から外れる宿泊施設や飲食店が生じることから、行政機関が実施する認証制度としての公平性に欠くものとなる。 ○格付けが低く評価された宿泊施設・飲食店の経営に影響を与えることが予想され、格付け制度導入が民間事業者の経済活動を妨げる結果となるおそれがある。	保） 健康安全局 経） 観光局		○
							１次で整理する理由等	
							④ 北海道独自の格付け制度の創設については、特に法的な措置は必要がないと考えられ、道州制特区制度にはなじまない。 なお、格付け制度は、観光客や消費者等への有用な情報提供の一つではあるが、その結果によっては民間事業者の経営に影響を及ぼすことが考えられることから、導入にあたっては、観光業界や飲食店業界等との慎重な検討と合意の形成が不可欠である一方、	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
			※「専門調理師」と「調理技能士」は、異なる二つの資格ではなく、「専門調理師・調理技能士」で一つの資格である。 「専門調理師」は調理師法に、「調理技能士」は職業能力開発促進法に基づく称号であることから、こうした名称になっているが、資格試験は一本化されており、（社）調理技術技能センターが実施する「調理技術審査・技能検定試験」に合格することにより資格を得られる。 **【関係法令】** ■調理師法　第８条の３ 　厚生労働大臣は、調理師の資質の向上に資するため、調理技術に関する審査を行うことができる。 ２　厚生労働大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生労働省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。 ３　第一項の調理技術に関する審査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ■調理師法施行規則　第１５条 　法第８条の３第１項に規定する調理技術に関する審査（以下「技術審査」という。）は、毎年少なくとも一回行う。 ２　技術審査は、学科試験及び実技試験（以下「技術審査試験」という。）によって行う。 ■職業能力開発促進法　第４４条第１項 　技能検定は、厚生労働大臣は、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令に定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。 ■職業能力開発促進法施行規則　第６１条第３項 　法第４４条第１項ただし書きの厚生労働省令で定める職種は、次に掲げる検定職種とする。 一～九　（略） 十　調理				民間主体での取組が行われている。	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
観光振興 〈観光客誘致〉	1506D 農業体験旅行のモデル地域の確立	農業の優遇措置の設定を行い、大地や気候に恵まれた北海道として、道内外にＰＲできる農業体験旅行のモデル地域を確立する。	○道では、グリーン・ツーリズム（農業体験旅行を含む）について、経済部（観光局）や農政部（農村設計課）などの関係部局の連携・協力により関連施策を推進している。 ○その主な推進体制としては、経済部（観光局）が「北海道グリーン・ツーリズム展開方針」の管理、本道のグリーン・ツーリズムのＰＲ等に関する業務などを所管し、農政部（農村設計課）が農家民宿開設等の受入体制整備の支援に関する業務などを所管することで、普及啓発に取り組んでいる。 ○道では、これまでも各種施策等（北海道体験型観光商談会の開催、体験型観光事業者ガイドブックの作成等）において、グリーン・ツーリズムを含む体験型観光のＰＲ等に取り組んできており、今後も、引き続きＰＲ等に努めていく考えである。 ○また、農家等に対して、旅館業法等の規制が緩和されていることなど、受入体制整備に係る各種情報を引き続き提供していくこととしている。 ○さらに、グリーン・ツーリズムに対する関心が高まっていることを踏まえ、旅行者のニーズや受入側の状況等を調査、分析し、道として支援策を検討していく考えである。 **【関係法令等】** ■北海道グリーン・ツーリズム展開方針（平成22年3月北海道経済部観光局） 《以下、同展開方針の「まえがき」より抜粋》 この「グリーン・ツーリズム展開方針」は、（外部有識者等から成る「北海道グリーン・ツーリズムステップアップ懇話会」の）提言で示された方向性を視野に、農山漁村の自然や文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを通じて、都市と農山漁村とのつながりをより身近で緊密なものとしていこうとする基本的な考え方を背景に、各地域でよりステップアップした取組へと進展させるため、観光事業者や農業者をはじめとした関係者の役割を踏まえ、関連する分野での道の取組の考え方を示します。 ■旅館業法 第３条　旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。（以下省略） ２　都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、（中略）は、同項の許可を与えないことができる。	○道において、関係部局連携・協力の下、農業体験旅行を含むグリーン・ツーリズムを推進するための各種施策等を継続する。	【メリット】 ○本道観光の魅力の一つである、グリーン・ツーリズムの推進が図られることにより、観光客の増加が期待できるとともに、都市と農村の交流が促進されることで農村活性化につながることが期待できる。 【デメリット】 ○特になし。	経） 観光局 農） 農村設計課		○
							１次で整理する理由等	
							③ 道のグリーン・ツーリズム関連の現行施策を推進することで、当該提案への対応が可能なものと考える。	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向 分野別 審議へ	対応方向 １次 整理
			■旅館業法施行令 第１条第３項　法第３条第２項の規定による簡易宿所営業の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一　客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。（以下省略） 第２条　ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。 ※　農家民宿（農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第２条第５項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設）については、旅館業法施行令第２条により、旅館業法施行令第１条第３項第１号に定める基準が適用除外となっているので、客室の延床面積が三十三平方メートル未満であっても旅館業の営業許可取得が可能。 ■農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 第２条第５項　この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。					

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
観光振興 〈観光客誘致〉	1507D カジノの自由化 1508D カジノの設置	長期滞在型エンターテイメントのカジノを創設し、国際観光地域としての北海道を創造する。 道内にカジノを作り旅行客の誘致を図る。 【継続検討案件】 〈前期委員会からの申し送り事項〉 ○前期委員会から、状況変化に応じて継続検討を行うことになっている次の事項については、それぞれの事項に係る状況変化に応じて、今後検討していただきたい。 ①カジノ 　地域において、市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。	○カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する賭博罪の構成要件に該当する行為である。 ○特区制度に関しては、構造改革特区として過去に全国各地から提案がされているが、国からの回答は対応不可とされ、総合特区としても一部地域から提案されているが、指定はない状況である。 ○国では、カジノの合法化を目的として超党派の国会議員による議連が設立され、合法化に向けた議論がされるとともに、民主党政調会内においても議論がなされている。 ○本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む団体は存在するが、住民や市町村などを巻き込んだ十分な議論がされておらず、合意形成や具体的な構想づくりには繋がっていない。 ○道としては、平成16年に設立された「地方自治体カジノ協議会」にオブザーバーとして参加するとともに、道内研究団体等への情報提供等を行っている。 【関係法令】 ■刑法 （賭博） 第185条 　賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。 （常習賭博及び賭博場開張等図利） 第186条 　常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。 　２　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。	○違法性を阻却する特別法の制定（国の対応）	【メリット】 ○観光振興、経済波及効果、雇用創出効果等による地域の活性化が期待できる。 ○新たなエンターテイメント産業の創出が期待できる。 ○自治体施行による新たな収益金の確保が期待できる。 【デメリット】 ○暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など、治安や環境の悪化が懸念される。 ○青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念がある。 ○インフラ整備などによる社会的コストが発生する。	総政） 政策局		１次で整理する理由等

＜過去の類似提案＞　※H19.10.19 第６回提案検討委員会　→　継続検討

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
観光振興 〈観光客誘致〉	カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	・本道においては、一部地域においてカジノに関する調査、研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえ十分な議論がなされておらず、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・カジノに関しては、平成１６年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・カジノに係る行為は、刑法第１８５条及び第１８６条に規定する罪の構成要素に該当する行為である。 ・カジノ特区に関しては、他県から平成１６年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	特別法の制定	【メリット】 ・経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・新たなエンターテイメント産業の創出 ・自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・インフラ整備などによる社会的コストの発生	知） 知事政策部参事 経） 観光のくにづくり推進局参事、商業経済交流課 総） 税務課	3047D 3050D 3071D 3074Z

＜過去の類似提案＞　※H20.2.6 第13回提案検討委員会　→　継続検討

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
観光振興 〈観光客誘致〉	（小樽市への）カジノの設置（誘致）	・カジノを設置できるようにする。 ・小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために、観光振興策としてカジノの誘致を行う。 ・小樽市に外国人のみが行うことができるカジノを作り、Ｆ１を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。	・本道においては、一部地域においてカジノに関する調査、研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえ十分な議論がなされておらず、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・カジノに関しては、平成１６年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・カジノに係る行為は、刑法第１８５条及び第１８６条に規定する罪の構成要素に該当する行為である。 ・カジノ特区に関しては、他県から平成１６年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	違法性を阻却する特別法の制定	【メリット】 ・経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・新たなエンターテイメント産業の創出 ・自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・インフラ整備などによる社会的コストの発生	知） 知事政策部参事	1213D 1235D 3203D

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

<table>
<tr><th rowspan="2">中分類
〈小分類〉</th><th rowspan="2">細分類</th><th rowspan="2">概　　要</th><th rowspan="2">事実関係等の整理</th><th rowspan="2">実現するために
考えられる手法</th><th rowspan="2">実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th rowspan="2">関係
部課</th><th colspan="2">対 応 方 向</th></tr>
<tr><th>分野別
審議へ</th><th>１次
整理</th></tr>
<tr><td rowspan="2">観光振興
〈観光業振興〉</td><td>4502D
第３種旅行業者の登録要件等の緩和</td><td rowspan="2">第３種旅行業者の登録にあたっては、営業保証金として３００万円が必要であるが、ＮＰＯや小規模な観光協会などにとっては大きなハードルとなっていることから当該要件を緩和する。
また、第３種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できる区域が限定されており、広域観光ルート等を活用した旅行を企画できないので、当該要件を緩和する。</td><td rowspan="2">（営業保証金の要件緩和）
○旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官(H20.10～)又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

○旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要、また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への加入・分担金（保証金の1/5）の納付が義務付けられている。

○旅行業者（募集・販売・媒介等）
<table><tr><th>種別</th><th>登録先</th><th>業務範囲</th></tr><tr><td>第１種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr><tr><td>第２種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr><tr><td>第３種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない
国内募集型企画旅行はできない</td></tr></table>※なお、Ｈ１９年５月の法改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存ずる市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。

○旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額）
第１種；3,000万円、第２種；700万円、第３種；300万円

○新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第１種；7,000万円、第２種；1,100万円、第３種；300万円
（年間の取引の額によって異なる。）

【関係法令】
■旅行業法
第３条　旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。
第７条　旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。
第８条　旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、（中略）業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

■旅行業法施行規則
第１条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更</td><td>○旅行業法の改正</td><td>【メリット】
○旅行業への参入促進が図られる。

【デメリット】
○旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</td><td>経）
観光局</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">１次で整理する理由等
④
過去の類似提案において、検討が一旦終了しているため。</td></tr>
</table>

第３６回、第３７回提案検討委員会において、過去の類似提案「地域独自のツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする」（1426D）に関して、以下のとおり検討を行った。

（第３６回提案検討委員会における分野別審議）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 ○　旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 ○　旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。	○　意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第３７回）委員会において決定することとする。

（第３７回提案検討委員会における分野別審議）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。 ○　旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていけるのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。	○　本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
			新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。 一　業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　観光庁長官 二　業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事 三　旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事					
			（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和） ○国は、観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要との考えから、第３種旅行業者が一定の条件下で募集型企画旅行を実施できるよう規制緩和を段階的に実施。 ▶　H19.5 ～第３種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能となった。 (1)催行区域の限定 ・営業所の存する市町村及び隣接市町村 ・<u>国土交通大臣の定める区域内（離島地域）</u> (2)旅行代金の当日払い ・申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの ▶　H21.3 ～催行区域について、離島地域のほか、一定の要件を満たす半島地域を追加 【関係法令】 ■旅行業法施行規則 第１条の二　法第四条第一項第四号 の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二（略） 三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち<u>企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるもの</u>であつて、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇%に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）	○道州制特区推進法に基づき、旅行業法施行規則の特例を設ける省令を制定し、観光庁長官の区域設定権限を道知事に移譲する。	【メリット】 ○道が地域事情に即した区域を設定することにより、地域独自のきめ細やかな旅行商品の企画・販売が容易となる。 ○地域を熟知した中小旅行業者等による多様な着地型観光メニューの提供が可能となり、滞在型観光の促進が図られる。 【デメリット】 ○旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。		分野別審議へ ○	１次整理

＜過去の類似提案＞　※H22.4.26 第36回提案検討委員会　→　一旦終了

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr>
<td>観光振興
〈観光客誘致〉</td>
<td>地域観光の振興</td>
<td>自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。
また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする。</td>
<td>（地域独自のツアー）
・旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官（H20.10～）又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。
・旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。
また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられている。
○　旅行業者（募集・販売・媒介等）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>登録先</th><th>発　行　業　務</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr>
<tr><td>第２種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr>
<tr><td>第３種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない
国内募集型企画旅行はできない</td></tr>
</table>
※なお、Ｈ１９年５月の法改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存ずる市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。
○　旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額）
第１種；3,000 万円、第２種；700 万円、第３種；300 万円
○　新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第１種；7,000 万円、第２種；1,100 万円、第３種；300 万円
（年間の取引の額によって異なる。）

（レンタカーによる旅客運送）
有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第４条に基づき国土交通大臣から一般旅客運送自動車運送業の許可を受けなければならない。
レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客運送は認められていない。</td>
<td>旅行業法の改正</td>
<td>【メリット】
・地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。

【デメリット】
・旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</td>
<td>経）
観光局</td>
<td>1426D</td>
</tr>
</table>

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
観光振興 〈観光業振興〉	3504D 広域観光圏の指定権限の移譲	観光の振興は、地域の事情がよく理解している道が総合的に行うことが重要であり、現在、国（国土交通省観光庁）が指定している広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政支援措置について、道に移譲することを求める。	○国は「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）に基づき、観光地が連携して２泊３日以上の滞在可能な「観光圏」を形成する取組を総合的に支援している。 ○観光圏整備法の概要 基本方針（第３条） 主務大臣（国交大臣・農林水産大臣）が策定 ↓ 協　議　会　（第５条） 市町村－都道府県－観光事業者－農林水産業者－商工業者 ↓ 観光圏整備計画（第４条） 観光圏の整備による観光客の来訪・滞在促進を総合的かつ一体的に図るための計画（区域内の市町村又は都道府県が作成） ↓ 観光圏整備実施計画（第７条） 観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画 （観光圏整備事業を実施する事業者が共同して作成） ↓ 認定申請（第８条第１項） 観光圏整備実施計画を事業者が共同で国土交通大臣に認定申請 ↓ 大 臣 認 定（第８条第３項） 申請は任意だが、認定を受けると国の総合的支援が受けられる ↓ 国による総合的支援 大臣認定による特例措置 ◇各種法律の特例適用 ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例 ・道路運送法、海上運送法等の手続き緩和の特例　等 予算措置等 ◇補助制度の適用 ◇税制優遇措置 ◇財政投融資　等 ソフト・ハードの連携 ◇社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮 ○平成２４年４月１日現在、全国で４９地域が国土交通大臣の観光圏認定を受けており、うち本道では、６地域（富良野・美瑛広域観光圏、知床観光圏、さっぽろ広域観光圏、はこだて観光圏、釧路湿原・阿寒・摩周観光圏、登別	○道州制特区推進法を改正し、観光圏整備法の特例を設け、国土交通大臣の認定権限等を道知事へ移譲する。	【メリット】 ○広域観光圏の認定申請を行う道内の各地域にとって、身近な道に認定権限が移譲された方が、手続き等の負担の軽減が期待できる。 ○広域的な観光地が連携した滞在型観光の促進は、道の観光行政においても重要な政策であり、既に道単独で支援事業にも取り組んでいることから、道内の観光事情に精通する道自らが国からの権限・財源等の移譲を受けることで、一元的かつ主体的に北海道観光の振興を推し進めることができる。 【デメリット】 ○道州の枠を超えた観光圏の取組については、国と道との間で調整が必要となる。	経） 観光局	○	
							１次で整理する理由等	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向 分野別 審議へ	対 応 方 向 １次 整理
			洞爺広域観光圏）が認定を受けている。 ○道（経済部観光局）では、複数の市町村を含む広域的な観光地が連携した魅力ある観光地づくりに向けた受入体制整備を支援している。(H24：広域観光促進地域支援事業費） ○なお、平成22年12月28日の閣議決定「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、「複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「Ａ－ｂ」又は「Ｂ」とされたもの等）については、構造改革特区制度等などにより選択的・試行的に移譲を進める」こととされているが、国土交通省の自己仕分けにより、一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限（観光圏整備法第８条第３項）については、原則、希望する都道府県への移譲を図る（自己仕分け結果：Ａ－ｂ－①）ものと整理されている。 ＊参考：自己仕分けの区分 Ａ：地方自治体へ移譲するもの ｂ：個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの ①：現行の行政区域を前提とするもの 【関係法令】 ■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第３条　主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 第４条　市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。 第５条　観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。 第７条　第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。 第８条　観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請すること					

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向 分野別 審議へ	対応方向 １次 整理
			ができる。 ２　前項の規定による認定の申請は、関係する市町村又は都道府県を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村又は都道府県は、当該観光圏整備実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。 ３　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一　観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二　観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。 ■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項 ２　国における施策の連携及び支援の方針 （１）　基本的な考え方 観光圏の整備にあたっては、国土交通省のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携することで、国による総合的な支援を図ることが重要である。このため、国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画に基づく地域の取組に対しては、国土交通省における観光圏整備事業費補助等による支援を行うとともに、個々の地域の計画内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。					